

平成 29 年 5 月 20 日

ペットボトルリサイクルの在り方検討会

委員各位

ウツミリサイクルシステムズ(株)

内海 正顕

意見表明(追加)

先般 4 月 11 日の第 1 回検討会で報告させて頂きましたが、“入札回数”の課題と第 2 回に提示された“希望入札制度”のご提案について意見を提示させて頂きます。

1. 入札回数について

年に一回の入札と言う意見が提出されていますが、この点については反論を致します。

① 2 回入札の導入はリーマンショック時の相場急落で危機に陥った再生事業者の被害を少しでも緩和する為に導入されました。

② 安定供給をする為に、1 回の入札の方が好ましいと言う意見ですが、本当にそのような意見が顧客(最終用途業界)から出ているかは疑問です。現にリーマンショック時に安定供給が出来なくなったから、複数回にしたと言う歴史を既に忘れています。

仮に顧客が本当に年 1 回を主張するのであれば、相場が激変した際でも激変前の価格で継続購入すべきです。顧客は相場が下がったら再生品も下げなさいという事必定。

リーマンショック時は価格を下げないと顧客は購入を停止したのです。これは完全に論理矛盾となっています。

③ 年一回で、icis などある程度客観的な指数を使って調整をするとの意見は有りますが、その調整方法を定める事は至難の業です。

誰も納得する調整方法を提案することは未だ誰も出来ていません。

④ 複数回入札は相場変動に対する唯一の現実的な回答でしょう。

毎月実施すれば相場調整が自動的に行われ、再生事業者も、顧客も常に v P E T 相場とリンクした r P E T 相場での調整が自然に出来る事となります。

⑤ 具体的な方策

(1) 入札回数は四半期毎に増やす。

(2) 入札説明会は年二回程度に減らす。

(3) 入札日と引取開始の期間を現行の 3 か月程度から 30 日に大幅短縮する。

2. 市町村の回収側の意見(好ましい用途)を反映した入札方法について

① 需要と供給のバランスは常に変動する。

現在は供給側の数量が、需要側の生産能力に見合っていないとの認識です。

② まず供給量が少ないのは、現実に規制官庁のダブルスタンダードが大きな理由です。

(1) 容り協認定事業者は大きな努力をして特定施設の許可を取得します。

その過程で環境アセスメントを実施、近隣住民への説明などを実施。

認定後は容り協に申請をして様々な規制基準あるいは指導を受けて適正な操業状態を維持しようとしています。

排水基準、高額な水処理設備、その高額な維持費

騒音対策、粉塵対策、安全対策

保管施設の先入先出を実施するための、保管方法の厳格化による広大な敷地の手配等を通じて結果としてフレーク製造コストが国際標準に比べて競争力の維持が難しい。

その加工費用は^キ40円程度となっていると考えられます。

(2) 粉碎品輸出の実態

1) 年間25万^トもの回収ボトルが海外に流出している。その90%以上は未洗浄のボトルを単に粉碎をただけの未洗浄粉碎品です。

A. 廃掃法の適用もしない B. 排水処理もしない C. 環境アセスメントもない

D. 海外の労働力を劣悪な条件で雇用をして^キ5円程度のコストで事業を行っております。

同じボトルを処理しているのに一方は様々な規制に対応する為に努力して高コスト、必要数量不足に苦しんでいる。他方は何の規制も受けずに稼働をして、きわめて安いコストで楽々と海を越えています。

2) 本事業に関わる責任省庁はダブルスタンダードを直ちに是正をすべきです。

具体論:

E. 廃PETボトルを粉碎・圧縮する事業を行う事業者は、有価・無価・逆有償を問わず必ず廃掃法の適用をすべきです。

現に千葉県はコカコーラが強引に実施している空容器有価策に対して有価であってもマニュフェストを切るべきとの検討を行っている模様。

F. 廃PETの輸入はバーゼル条約の適用を厳格に運用をすべきである。特に未洗浄の粉碎品、洗浄をしていても選別の指定ない粉碎品は明らかな適用対象です。

3) 以上の政策を実施をすれば

輸出25万^トが激減して、容り協に大量の廃PETボトルが集まる事となります。

規制官庁は市町村の声を反映させるとかを言う前に省庁としてすべきことをまずやって頂きたい。

3. 用途との連動性について

① 市町村が用途をどれだけ強く要望をしているかは極めて疑問です。

アンケートの出し方も誘導的であり、中立的とは到底思えません。

② 年間で180万^トの需要があるなかで、

60万^トのボトル用途(B2B)に優先的なポジションを与えるような方策を考えておられる

のではありませんね？

規制官庁は用途展開を4種類に分類されていますが、その様な簡単な分類では末端用途の様々な技術的な課題、市場ニーズの課題に対応が出来る可能性はないものと判断を致します。

rPETの用途は市場が決めるものであり、回収する川上分野の意見は聞くとしても、基本的に再生原料を使う、使わないは需要市場が決めるものであり、用途を入札条件に入れるような基本的な権利を否定するような考えについては、リサイクルPET事業成長の阻害要因となる事を危惧いたします。

5月12日に容り協が開示された資料では、PETシート用途が10万トンを超えています。容器メーカー大手のエフピコさん等がコンビニエンス、スーパー向け食品容器への利用を拡大されています。シートからの食品容器製造事業者は再生原料による食品容器の製造に関して安全性と経済性をほぼ確保できており、安定的な需要見通しを確保しています。

ボトル用及びシート用再生原料は、主要な用途が食品用器具容器包装です。食品衛生法に係る厚労省食品安全部の行政指導でPL方式の導入が決まり、今後は目に見えない不純物の基準をクリアしない再生原料は使用できません。再生事業者の正確な能力査定なしに管理できない問題であり、容り協会の業務体制が用途業界、利用事業者を把握できない現状では、入札システムに<用途>を入れることは不可能でしょう。

厚労省の新しい制度による再生原料の評価により、消費者に直結した食品用容器包装への需要拡大は、国民の幅広い支持を得られるものと愚考いたします。

以上